

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年4月25日(木)
午前9時30分 ~ 午前11時40分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、
情報通信局長、官房審議官(交通局担当)、
官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察職員の勤務状況及び厚生管理について

2月7日の公安委員会で委員から発言があった「警察職員の休暇取得や超過勤務の状況」の件に関し、警察庁から、「警察職員の時間外労働や休暇取得の状況及び警察における厚生管理の状況」について説明があり、「時間外労働の縮減等のために今後取り組むべき方策」について報告があった。

本件について、各委員から次の旨の発言があった。

委員

これらの調査結果については、今後の厚生管理に活かしてほしい。警察官を4,500人増員する一方で、健康上の理由で7日以上休んでいる職員が人員換算で約2,250人になるとのことであるが、この2,250人が少しでも少なくなるよう、予防的な対策を講じてほしい。特に、特殊な事情で毎月長時間、時間外労働を行っている職員が病気にならないよう、警察署長等の幹部が事前の対策をしっかり講じるよう指導してほしい。

委員

土曜や日曜の休みも取れない状況にあるとすれば、その取得状況についても調査・分析してはどうか。「地方の警察職員の年休の取得日数が警察庁職員や県の知事部局の職員のそれと比べて少ない。」ことが地方の警察職員の潜在的な不満の種になっているのではないか。今回の調査結果、特に休暇の取得状況については、警察庁としてある程度想像していた範囲内であったのかどうか。また、今回の調査結果を公表するのか。

委員

県の公安委員からも、警察職員が休めない実態について説明を受けたことがあるが、中長期的にみて、優秀な人材を集めるには、待遇、処遇面を含めた改善は絶対必要であると思う。しかしながら、この問題は簡単には解決できない悩ましい問題だと思われる。

各委員の発言に対し、警察庁側から次の旨、説明があった。

職務上、柔道や剣道の訓練を行う際、骨折等の怪我により7日以上休む例がある。生活習慣病については、組織的に施策を講じていく必要がある。過度に時間外労働を行っている職員については、メンタルヘルスの面も含めて調査を行い、必要な対策を講じることとしたい。

今回の調査結果にはないが、捜査本部事件が続発したり、重要警備が続くと、捜査本部員や警備関係者等は、年休はおろか土曜や日曜も休めず、かつ代休も取得できないというような勤務を強いられる。

今回の調査結果は職員1人当たりの休日の労働時間としてのデータであり、御指摘の土曜、日曜の週休の取得状況については調査対象としなかった。年休が知事部局等と比べて少ないことに対しては、「第一線は大変である。」という意識はあると思われる。特に、各部門によって忙しい分野とそうでない分野があることについては、「忙しくない分野はいいな。」とか「忙しいけれど頑張っていくんだ。」等、各人の思いがそれぞれあると思われる。このような職員の認識を踏まえ、時間外労働の縮減のために、その都度必要な対策がとられているが、第一線の場合、例えば重要事件が続発した場合に指揮官となる課長等が数か月も休めないなど、特定の者に負担が偏ってしまうという事情があることも事実である。今回の調査結果については公表する予定である。いずれにせよ、休暇の取得方法について検討し、取得できる休暇は意識的に取得させることとしたい。

警察の仕事というのは、例えば、捜査の聞込み等において、捜査対象等に合わせるため、夜間や休日に関係なく行う場合があるなど、基本的に自らコントロールしにくい部分があまりに多い。休日の取得状況については、年々改善できるよう努力しているが

難しいという状況にあることも事実である。

(2) 国会の状況について

警察庁から、「4月18日から24日までの間に行われた各委員会の状況等」について報告があった。

これに関連して、警察庁から、「4月24日の衆議院内閣委員会において質疑応答がなされた金融事犯に対する警察の対応状況」について報告があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「埼玉県警察の元警視らが、平成9年当時、逮捕した覚せい剤被疑者を不送致としていた事案に関し、同県警察は、本年4月24日、同被疑者を覚せい剤取締法違反及び公用文書毀棄罪で書類送致するとともに、元警視ら4人を犯人隠避罪で時効送致し、警部ら2人を減給処分等とした。

鹿児島県警察の警部補が、平成11年3月ころから12年2月ころまでの間、知人が行っていた無登録・高金利貸金業を幫助していた事案に関し、同県警察は、同警部補らを本年2月18日、貸金業法違反で通常逮捕し、4月22日、同警部補を懲戒免職処分とするとともに、上司4人を本部長訓戒等の措置とした。

近畿管区警察局の事務官が、4月22日、兵庫県警察に痴漢行為で現行犯逮捕された事案に関し、同局は、4月26日、同事務官を減給処分とする予定である。」

旨の報告があった。

(4) 新潟県長岡市における地域警察官のけん銃発砲事案について

警察庁から、「4月20日、長岡市内において発生した地域警察官のけん銃発砲事案」について説明があり、「詳細な事実関係については、現在、新潟県警察において調査中である。」旨の報告があった。

(5) 風俗営業等の現況と平成 1 3 年中の取締り状況について

警察庁から、「平成 1 3 年中においては、無店舗型性風俗特殊営業等が大幅に増加し、年少者使用、禁止区域等営業等、悪質な態様の違反が多数を占めている。」旨の報告があった。

(6) 近畿財務局上席検査官らによる検査情報漏洩をめぐる贈収賄事件について（大阪府警察）

警察庁から、「大阪府警察は、4月23日、信用組合に対する検査に関して、検査内容等の情報を教示したことの謝礼として、信用組合の元理事長らから、現金数十万円を收受した近畿財務局上席検査官を収賄容疑で、元理事長ら3人を贈賄容疑でそれぞれ逮捕した。」旨の報告があった。

(7) 日本郵政公社法施行法による道路交通法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正について

警察庁から、「4月18日の公安委員会で説明した『日本郵政公社法の施行に伴う道路交通法等の一部改正』について、国家公安委員会委員長の専決により、閣議請議する予定である。」旨の報告があった。

(8) 危険運転致死傷罪の施行後3か月間の適用状況について

警察庁から、「施行後3か月間で、危険運転致死傷罪を適用した事案は全国で50件であった。」旨の報告があった。

(9) 最近の成田関連ゲリラ事件について

警察庁から、「4月12日及び22日、千葉県内において電車内あるいは県職員宅の車両に時限式発火装置が仕掛けられ、発火・炎上するなどの事案が発生した。千葉県警察では、いずれも極左暴力集団によるゲリラ事件とみて、所要の捜査を推進中である。」旨の報告があった。

(10) 最近のオウム真理教の動向について

警察庁から、「警視庁の捜査により、栃木県内において、観察処分に伴い義務付けられている公安調査庁への報告がなされていない教団施設が判明した。」旨の報告があった。

(11) 皇太子同妃両殿下の「第13回全国『みどりの愛護』のつどい」御臨席等（新潟県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇太子同妃両殿下は、4月26日から27日までの間、第13回全国『みどりの愛護』のつどい御臨席等のため、新潟県へ行啓になる。本行啓に伴い、新潟県警察等の関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。